

甲州市農業委員会日程

会期	平成 30 年 7 月 27 日(金)		自 午後 1 時 30 分 至 午後 3 時 00 分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室		
日 程			
1	会議録署名委員の指名		
2	会長報告		
3	議 案		
	第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(7 件)
	第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	(1 件)
	第 3 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について (利用権貸借)	(2 件)
	第 4 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について (農地中間管理事業)	(6 件)
	第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づ く農用地利用配分計画案の承認について	(5 件)
4	報 告		
	第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	(1 件)
5	その他		

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成30年7月27日(金) 午後1時30分から午後2時30分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米治郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	18 有賀 利隆
19 大島 節子	20 根津 信彦	21 長田 元紀
22 内田 貴美雄	23 若月 榮	24 町田 栄治
25 竹井 正人	26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋
28 山本 兼吾	29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄
31 高野 耕一	32 秋山 美峰	33 前田 貞治
34 辻 高行	35 雨宮 忠仁	36 三森 清
37 佐藤 和彦	38 手塚 純一	

1. 欠席した委員

4番 中村 一成 10番 雨宮 一夫 37番 佐藤 和彦

1. 本会議の会議録署名委員

13番 小林 松好 14番 大竹 敬貴

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、岡部 英司、島田 淳、百瀬 あす香

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶) それでは定刻となりましたので、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	(会長の挨拶)
議 長	<p>只今から甲州市農業委員会 7 月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 18 名、ですので定足数に達しております。</p> <p>本日、4 番 中村 一成委員、10 番 雨宮 一夫委員、37 番 佐藤 和彦委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>日程 1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、13 番 小林 松好委員、14 番 大竹 敬貴委員をご指名いたします。</p>
議 長	<p>日程 2、会長報告 6 月 29 日、峡東地域 6 次産業化推進会議総会が東山梨合同庁舎で行われ出席しました。6 月 29 日、甲州市鳥獣害防止対策協議会総会が甲州市役所にて行われ出席しました。7 月 9 日、第 28 回常設審議委員会が山梨県農業共済会館で行われ出席しました。7 月 12 日、甲州市歴史的風致維持向上計画協議会が甲州市役所で行われ出席しました。</p> <p>只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程 3、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、7 件を上程し、審議を行います。議案第 1 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第 1 号農地法第 3 条第 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
1 番	(議案第 1 号 1 番の調査報告をする)
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 1 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 1 番については許可することに決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 1 号 2 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>

事務局	(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
24番	(議案第1号2番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。
議長	次に議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
24番	(議案第1号3番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。
議長	次に議案第1号4番を議題とします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
12番	(議案第1号4番の調査報告をする)

議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号4番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第1号5番を議題とします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
3 3 番	<p>（議案第1号5番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第1号6番を議題とします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
3 5 番	<p>（議案第1号6番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。</p>

議 長	次に議案第 1 号 7 番を議題とします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号農地法第 3 条第 7 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
3 6 番	(議案第 1 号 7 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 7 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 7 番については許可することに決しました。
議 長	つづいて議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 件を上程し、審議を行います。議案第 2 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 2 号農地法第 4 条第 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 1 番	(議案第 2 号 1 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 2 号 1 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	次に議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 2 件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定 2 件について説明し、意見を求める)
議 長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。

7 番	議席番号 7 番丸田です。2 番の 10 a 当たりの借地料ですが、588,235 円とありますが、単位が違うのではないのでしょうか。
事務局	こちらは、貸し手が 2 名いまして、続いている農地でありまして、合わせて貸付をすることのことで、受取人さんは 1 名であり、合計した金額なので単位が間違っているように見えますが、合計すると一般的な金額になると思います。
議 長	よろしいでしょうか。
7 番	了解しました。
議 長	その他ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第 3 号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。
議 長	次に、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 6 件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	（農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画 6 件について説明し、意見を求める）
議 長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 4 号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第 4 号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。
議 長	次に、議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について 5 件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案 5 件について説明し、意見を求める）
議 長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 5 号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）

	異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。
議 長	次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について1件を報告願います。
事務局	(合意解約の届出1件について説明する)
議 長	只今の報告につきまして何かご発言ございますか。 ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。
議 長	日程5その他に入ります。事務局より報告及び事務連絡等をお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設等設置の届出1件(説明を付す) ・6月分の活動報告書の提出をお願い(説明を付す) ・研修会について(説明を付す) ・ぶどうサミットの案内(説明を付す) ・配布した資料農業新聞の周知、エコバックの説明(説明を付す) ・中間管理事業についてのお願い(説明を付す)
議 長	<p>以上ですが委員の皆さんから何かご質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようございますので、以上で本日の日程は終了しました。 会の円滑な進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。 それでは、これで本日の農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会14時30分)</p>